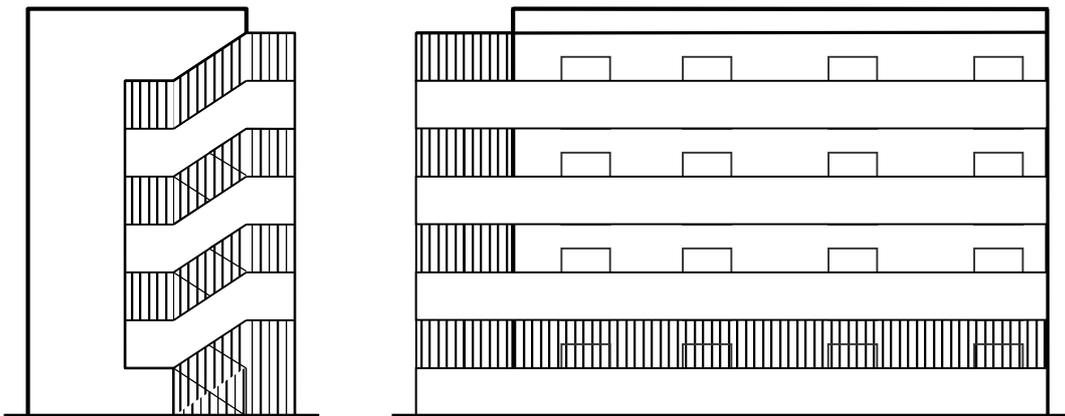


|     |               |
|-----|---------------|
| 雑 則 | 面積、高さ及び階数の算定  |
|     | 法第92条、令第2条第三号 |

### 床面積に算入しない屋外階段、屋外廊下に設置する縦格子の構造

床面積に算入しない屋外階段や屋外廊下に縦格子を設置する場合、以下の条件を満たせば外気に十分開放されていると判断し、床面積は発生しない。

- ① 間隔は100～110mm程度とすること
- ② 格子の大きさは最低限のものとし、通風や採光を妨げないものであること
- ③ 屋外廊下に設置する場合は原則1階部分であること  
(屋外階段については階数上限なし)



|        |  |
|--------|--|
| 技術的助言等 |  |
| 参考資料等  |  |